

巨大地震への備え 再確認しましょう

南海トラフ地震の30年以内の発生確率「60~90%程度以上」に

南海トラフ地震に関する情報の種類と発表条件
(内閣府ホームページから引用)

東日本大震災の発生から3月で15年を迎えます。令和7年9月に政府の地震調査委員会は、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率を「60~90%程度以上」に改訂。さらに、12月には「青森県東方沖地震」が発生し、初めて「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されました。

今後も南海トラフ巨大地震など、いつどこで発生するかわからない「地震」に対して平時から備えることが大切です。

■家庭での備え

▶建物の耐震性を確認

昭和56年以前の旧耐震基準によって建築された建物は、耐震性が不十分なものが多く存在します。特に木造住宅は、地震による倒壊等の被害が発生するおそれがあります。

地震による被害を未然に防止、あるいは軽減するため、耐震診断を実施し、ご自宅の耐震性を把握しておきましょう。

また、耐震診断の結果、耐震性が



不十分であった場合は、耐震改修等を検討しましょう。

▶家具・家電等への対策

寝室や子ども部屋にはできるだけ家具を置かないようにしましょう。置く場合は、転倒防止や飛散防止グッズ等の使用、ドアや廊下等の逃げ道を確保するため、家具の向きや配置等の工夫をしましょう。



▶食料・生活用品の備蓄

市は災害に備え、京都府と共同で必要最低限の物を備蓄していますが、各家庭でも災害時に必要な物を

再確認し、個人で7日分以上(最低3日分)の食料や生活用品等をローリングストック法



(※)等により備蓄しましょう。また、生活必需品を優先して非常用持出袋に入れ、寝室や玄関に置いておきましょう。100円ショップやホームセンター等でも防災グッズを購入できますので確認してみましょう。

※ローリングストック法とは、日ごろから自宅で利用しているものを少し多めに買い置きし、消費した分を買い足して備蓄する方法をい

います。

▶避難する場所の確認

ハザードマップや市防災アプリ等で地震発生時の指定緊急避難場所や指定避難所を確認しましょう。あわせて、親戚や友人宅等への避難の検討や家族の集合場所について話をしておきましょう。

★災害の種別によって避難する場所が異なります。



■地震が発生したら...

緊急地震速報が鳴った時や揺れを感じた時には、ただちに倒れる可能性のあるものから離れ①「姿勢を低くし」②「頭を守り」③「動かない」といった安全行動=上の画像=をとりましょう。揺れが収まり周囲の安全を確認した後、余震に注意し、公園やグラウンド等の指定緊急避難場所に避難しましょう。



■災害時の情報収集

災害情報や避難情報・避難所開設情報等、災害時の情報収集には、市防災アプリが大変便利です。

重要な情報のプッシュ通知やホームボタンの色で危険度をお知らせする等、簡単に様々な情報を確認できます。

八幡市防災アプリ



▲Android

▲iOS

固危機管理課 (☎983-3200)

市役所での手続きを忘れずに

オンラインでできる手続きもあります

●3月末までに届け出を

バイク等の譲渡や廃車手続き

所有している軽自動車やバイク等が盗難の被害にあったら、すぐに警察に盗難届を提出し、受理番号を持参のうえ、3月末までに廃車手続きをしてください。譲渡や解体などをした場合も同様に手続きが

必要です。

軽自動車税は、4月1日現在に軽自動車を所有する人に課税されるため、4月2日以降に廃車等をして、その年度の軽自動車税は全額納めることになります。

固税務課市民税係
(☎983-1113、2164)

車種	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ●原動機付自転車125cc以下(特定小型原動機付自転車を含む) ●農耕作業用自動車(トラクター等) ●小型特殊自動車(フォークリフト等) ●ミニカー 	<p>【廃車手続きに必要なもの】ナンバープレート、本人確認書類(代理人が手続きを行う場合は委任状と代理人の本人確認書類)、標識交付証明書(なくても可)</p> <p>固市役所税務課市民税係 (☎983-1113、2164)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●二輪の小型自動車(総排気量250cc超) ●二輪の軽自動車(総排気量125cc超250cc以下) 	固京都運輸支局 (☎050-5540-2061)
●三輪または四輪の軽自動車	固軽自動車検査協会京都事務所 (☎050-3816-1844)

進学・就職・転勤など、引越しの多いこの時期は1年で最も窓口が混雑します。市役所での手続きが必要な場合は、時間に余裕を持ってお越しください。なお、転出届や市税等の納付はオンラインによる手続きも可能です。

●マイナポータルで転出届の提出が可能

引越しの際に市役所で手続きが必要な転出届について、電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの人で、日本国内で引越しをする人は、マイナポータルからオンラインで転出届の提出をすることができます。

手続きは右記の二次元コードからご利用いただけます。※単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の場合でも利用可能です。



※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

固市民課 (☎983-2759)

●市税等の納付は便利な口座振替のご利用を

国民健康保険料(第10期分)の納期限は3月31日(火)です。納期限までに市税等取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済(PayPay、auPAY、d払い、FamilyPay)、市役所で納付してください。

口座振替の申し込みは、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(金融機関に同依頼書がない場合あり)や担当課へ提出してください。ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。

※納期限までに納付がない場合は督促状(督促手数料100円を加算)を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

固市税に関すること=税務課市民税係(☎983-2481)、国民健康保険料に関すること=国保医療課国保年金係(☎983-2962)